

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、軽油引取税の当分の間税率及び自動車税（環境性能割）を廃止する等の改正を行う。

二 内容

(一) 軽油引取税

当分の間税率を令和八年四月一日に廃止する。

(二) 自動車税

ア 自動車税（環境性能割）を令和八年三月三十一日をもって廃止する。

イ 自動車税（種別割）を自動車税とする。

ウ 燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置の適用期限を二年延長する。

(三) 不動産取得税

ア 免税点を引き上げる。

イ 宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から六か月以内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間の要件を六か月以内から一年以内に緩和する特例措置の適用期限を五年延長する。

ウ 新築住宅用土地の減税措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を二年から三年に緩和する特例措置の適用期限を五年延長する。

(四) その他

規定の整備を行う。

三 施行期日

令和八年四月一日